

瀬戸市選挙管理委員会告示第5号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 加藤 唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(在外選挙人名簿の抄本) 第7条の3 <省略> 2 <省略> 3 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（以下この条において「選挙人」という。）に令第65条の11第1項又は令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第53条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付したときは、 <u>委員会は、在外選挙人名簿の抄本の当該選挙人が記載されている箇所にその旨を記載し、整理しなければならない。</u>	(在外選挙人名簿の抄本) 第7条の3 <省略> 2 <省略> 3 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（以下この条において「選挙人」という。）に令第65条の11第1項又は令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第53条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付したときは、在外選挙人名簿の抄本の当該選挙人が記載されている箇所に、 <u>その旨を記載した付せんで整理しなければならない。</u> 4 <u>前項の付せんは、選挙人が投票用紙及び投票用封筒を返還したとき、又は当該選挙が終了したときは、これを除去しなければならない。</u>
4 在外選挙人名簿の抄本を投票管理者（指定在外選挙投票区を指定しているときは、指定在外選挙投票区の投票管理者をいう。以下この項において同じ。）に送付した後、 <u>前2項の事由が生じたとき、又は投票用紙及び投票用封筒の返還があったときは、委員会は、直ちにその旨を投票管理者に通知しなければならない。</u>	5 在外選挙人名簿の抄本を投票管理者（指定在外選挙投票区を指定しているときは、指定在外選挙投票区の投票管理者をいう。以下この項において同じ。）に送付した後、 <u>第2項及び第3項の事由が生じたとき、又は投票用紙及び投票用封筒の返還があったときは、委員会は、直ちにその旨を投票管理者に通知しなければならない。</u>

(送致目録)

第17条の4 法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第55条の規定によって投票箱等を委員会に送致するときは、第9号様式の2による送致目録を添付しなければならない。

(投票箱の保管)

第17条の6 <省略>

(ビラの届出)

第30条の12 市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラの届出は、その見本1枚(記載内容の異なるごとにそれぞれ1枚)を添え、第20号様式の13の選挙運動用ビラ届出書によってしなければならない。

(ビラの証紙)

第30条の13 法第142条第7項の規定により委員会が交付するビラの証紙は、第20号様式の14によるものとする。

2 前項の証紙の交付を受けようとする者は、委員会が交付する第20号様式の15の選挙運動用ビラ証紙交付票に、頒布しようとするビラの種類及び枚数を明示し、その見本1枚(記載内容の異なるごとにそれぞれ1枚)を添え、委員会に交付の請求をしなければならない。

3 証紙を交付したときは、第20号様式の16の選挙運動用ビラ証紙交付簿に必要な事項を記載し受領者に押印させなければならない。

(掲載文の記載)

第34条の3 <省略>

(送致目録)

第17条の4 法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第55条の規定によって投票箱等を委員会に送致するときは、第9号様式の2による送致目録2通を添付しなければならない。

(投票箱の保管)

第17条の6 <省略>

2 委員会は、前項の投票箱等を受領したときは、第17条の4の規定による送致目録の1通の末尾に受領印を押し、投票管理者に交付しなければならない。

(ビラの証紙)

第30条の12 法第142条第7項の規定により委員会が交付するビラの証紙は、第20号様式の13によるものとする。

(掲載文の記載)

第34条の3 <省略>

第20号様式の13中「(第30条の12関係)」を「(第30条の13関係)」に改め、同表を第20号様式の14とし、第20号様式の12の次に次の1様式を加える。

第20号様式の13 (第30条の12関係)

選挙運動用ビラ届出書	
年 月 日	
瀬戸市選挙管理委員会委員長 殿	
候補者 氏 名 印	
○年○月○日執行の瀬戸市長選挙に関し、公職選挙法第142条第1項第6号の規定により選挙運動用ビラを届け出ます。	

第20号様式の14の次に次の2様式を加える。

第20号様式の15 (第30条の13関係)

○年○月○日執行瀬戸市長選挙					
選挙運動用ビラ証紙交付票					
候補者 氏 名 印					
瀬戸市選挙管理委員会 印					
ビラの種類	同左枚数	証 紙 交 付			瀬戸市選挙管理委員会取扱者印
		番 号	枚 数	月 日	
			枚		

備考 1 頒布しようとするビラの種類ごとに見本1枚を添付してください。

2 この交付票で証紙16,000枚を交付します。証紙16,000枚を交付したときは、この交付票は、委員会に返していただきます。なお、証紙の交付が16,000枚に達しないときは、委員会は、交付枚数を記載し、取扱者の印を押して提出者にお返します。

第 20 号様式の 16 (第 30 条の 13 関係)

○年○月○日執行瀬戸市長選挙					
選挙運動用ビラ証紙交付簿					
選挙運動用ビラ 証紙交付票番号		交付証 紙番号	候補者氏名		
証紙交付 年月日	証紙交付 枚数	証紙交付 枚数累計	受領者氏名	受領印	備考

第 29 号様式中「第 号」を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。